

シリーズ  
**知って納得!**  
地域自治区

第13回

**合併前上越市の区域における地域自治区  
についての市民説明会の開催結果報告**

このシリーズでは、地域自治区制度について、より多くの市民の皆さんから知っていただくため、毎回テーマを絞って紹介しています。

■問い合わせ…自治・地域振興課 (☎025・526・5111 内線1449・1547)

今回は、6月29日から7月18日にかけて、市内16会場で開催した「合併前上越市の区域における地域自治区についての市民説明会」の結果を紹介します。

今回の説明会は、今年10月から合併前上越市の区域に地域自治区を導入するに当たって、制度の仕組みや、地域協議会委員の公募方法などについて説明するために開催しました。

説明会は、地域自治区を設置する15の地区と、市民プラザの計16会場で開催し、延べ368人の市民の皆さんから参加いただきました。

会場の皆さんからは委員の公募・選任の方法や、地域協議会の会議の運営方法、地域住民や既存のまちづくり団体と地域協議会の関わりなどについて質問がありました。

以下では、主な質問と回答の要旨を紹介いたします。



説明会の様子

■地域協議会委員の  
公募・選任について

問1 選任投票がある場合、

候補者の思いは住民の皆さんにどのように伝えるのですか。また、選任投票がない場合はどうなるのですか？

答1 選任投票がある場合は、「選任投票公報」を通じて地域住民の皆さんに情報提供を行うほか、投票運動を通じて候補者が直接思いを伝えていくこともできます。選任投票がない場合は、選任後、各地域協議会が発行する地域協議会だよりなどでお伝えすることができま。

問2 公募期間中には応募状況は公表されるのですか？

答2 公募期間中の応募者数などの情報は、市のホームページを通じて毎日公表します(午後6時頃に掲載予定)。また、電話での問い合わせも自治・地域振興課で受け付けます。

■地域協議会の会議の  
運営方法について

問3 会議の開催時間はどの

ように決めるのですか？  
答3 それぞれの地域協議会

が、メンバー構成に応じて参加しやすい時間を決めることとなります。

問4 地域協議会は、地域の課題について自主的に審議することができますが、どのように話し合う案件を決めるのですか？

答4 各地域協議会でルールを作り、それに基づき決めることとなります。13区の場合では、各委員が案件を持ち寄り、地域協議会として取り扱うかどうかを決定してから審議を行っています。

問5 複数の区に関わる課題はどのように扱うのですか？

答5 市長等が行う諮問案件については、該当する複数の区に諮問を行うこととなります。

■地域住民との関わり

問6 地域住民が地域協議会で取り上げてほしい案件があるときはどうすればよいのですか？

答6 地域協議会委員や事務局(まちづくりセンター)に伝えていただくこととなります。また、13区では、地域協議会が各地域に出向いて懇談会を行うなどの取り組みを行

っているところもあります。

■既存のまちづくり団体との関わり

問7 町内会や、各種まちづくり団体など、既存の団体の活動内容との関係はどうなるのですか？

答7 地域自治区制度の導入に伴って、現在、活動している各種団体の活動内容に変更が生じることはありません。市では、この制度を活用して、身近な地域の中で、多様な担い手の連携が進むことを期待しています。

問8 これまで町内会などが行ってきた地域からの要望活動等は、今後は必ず地域協議会を通じて行うことになるのですか？

答8 地域からの要望活動等は、これまでどおり行うことができます。

地域自治区制度や、地域協議会委員の公募方法などについて不明な点がありましたら、自治・地域振興課までお問い合わせください。